

芽室町父親の子育て支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芽室町における父親の子育てへの関わりを更に促進し、子育てにやさしいまちづくりに寄与するために実施される事業に要する経費に対して補助金を交付するため、芽室町補助金等交付規則（平成11年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 町内で活動する子育て支援団体等と町との情報共有を目的に行っている「めむろ子育てネットワークげんき」に参画登録していること。
- (2) 町内で継続して子育てに関わる活動を行っている「団体及び個人」。
- (3) 今後継続して子育てに関わる活動を予定している「団体及び個人」。

2 「めむろ子育てネットワークげんき」に参画登録していない団体及び個人については、同じ町内で活動をしている他の子育て団体等との交流を図ることを目的として登録し、年2回開催される意見交換会に参加するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金は対象となる団体及び個人が実施する事業に要する経費については、予算の範囲内で交付するものとし、他の助成金、参加料、事業収入及び特定収入（道補助金等をいう。）がある場合はその収入等を差し引いた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については補助対象経費から除外する。

- (1) 飲食費、懇親会費等
- (2) 交際費及び慶弔費
- (3) 領収書等により支払が明確に確認できない経費
- (4) 租税公課、積立金、引当金等、補助事業と直接関係の認められない経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適切でないと認めた経費

(補助金額)

第4条 補助金額は、補助対象経費の10分の10以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助事業計画の変更等)

第6条 補助事業計画に変更等が生じた場合は、規則第8号様式に変更前と変更後の内容が対比できる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。(平成27年6月19日決定)

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。